電気通信大学実験実習支援センター運営委員会規程

平成22年 4月 1日 改正 平成23年 7月20日 平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学実験実習支援センター規程第7条第2項の規定に基づき、電気通信大学実験実習支援センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 電気通信大学実験実習支援センター(以下「センター」という。)の管理運営の基本方針に関すること。
 - (2) センターの業務計画の基本方針に関すること。
 - (3) センターを運用するに当たって必要となる教育(実施)組織との連携に関すること。
 - (4) センターの構成員に関すること。
 - (5) その他センターの目的達成のために必要な事項に関すること。

(構成員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) センターから選出された教育研究職員 (以下「教員」という。) 及び教育研究技師
 - (3) 大学教育センターから選出された教員
 - (4) 共通教育部から選出された教員
 - (5) 専門教育に関わる教員
 - (6) その他センター長が必要と認めた者
- 2 センターに副センター長を置く場合は、前項の委員に加えるものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。 ただし、センターに副センター長を置く場合は、副センター長がその職務を代行する。 (会議の開催)
- 第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。 (委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。 (専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(委員会の事務)

第9条 委員会に関する事務は、センターが行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。